

日本独文学会京都支部会則

第1条 本会は日本独文学会京都支部と称する。

第2条 本会は下記の事業を行う。

1. 総会の開催（年1回）
1. 研究発表会の開催（年2回）
1. 学会誌の発行（年1回）
1. その他関連する事業

第3条 本会に下記の役員をおく。

1. 支部長 1名
1. 支部選出理事 1名
1. 支部委員 7名

第4条 役員は支部委員会を構成し、会の事業の運営にあたる。なお、支部委員会が学会誌の編集委員会を兼ねる。事務局は原則として支部長の在任する大学内に置く。なお、振替口座に関する管理は会計に一任する。

第5条 役員は総会の選挙により選出する。支部長および支部選出理事は、出席者の過半数の得票をもって決める。支部委員は得票数上位7名とし、同一大学からの選出は2名を限度とする。ただし支部長は、事務局運営を円滑ならしめるために必要と認めた場合、特例として委員一名を追加指名することができる。

第6条 役員の任期は下記の通りとする。支部長・支部選出理事は次期支部長および支部選出理事の被選挙権をもたない。支部委員は連続2期在任した場合、退任直後の2年間は支部委員の被選挙権をもたない。ただし第5条の特例により連続3期以上在任した場合は、その在任年数の期間とする。

1. 支部長 2年
1. 支部選出理事 2年
1. 支部委員 1年

第7条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会費規程については別に定める。

第8条 学会誌掲載の論文の審査にあたっては、毎年、若干名を支部委員会から委嘱する。

第9条 本会則の改廃には総会出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

1971年11月21日 会則決定

1990年12月1日 旧会則を廃し、新会則を定める

1993年12月4日 第6条の一部を改正

1999年11月20日 第2条、第4条の一部を改正、第8条の追加

2003年11月22日 第5条、第6条の一部を改正

2008年11月22日 第4条の一部を改正

2010年11月13日 第7条に一文を追加

日本独文学会京都支部会費規程

- 第1条 会費については、一般会員と院生会員の区分を設け、それぞれの年額を以下のように定める。
一般会員 3,000円 院生会員 2,000円
- 第2条 会員が会費を6年間滞納した場合、会員資格を失う。
- 第3条 本規程の改廃には、総会出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

2010年11月13日制定